

学校経営のポイント

## 児童・生徒に“国際人”としての自覚を促す

若井 彌一

アメリカのニューヨークにある世界貿易センタービル等が飛行機自爆テロにより崩壊するという衝撃的な事件が発生してからほぼ3ヵ月が、また、アメリカ軍（支援部隊としてのイギリス軍等）により、アフガニスタンのタリバンおよびビンラディンとその統率下にあると見られるアルカイダを標的とする軍事攻撃が開始されてから約2ヵ月が経過した。

### 世界における日本の苦渋の対応

上述の事件と、その後のアメリカをはじめとする「国際的テロリズム」への対応措置との関連で、わが国ではいわゆる「テロ関連三法」が成立したのはこびとなった（10月29日、参議院本会議で可決・成立）。

テロ関連三法とは、平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対してわが国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（「テロ対策特別措置法」）、自衛隊法の一部を改正する法律（「改正自衛隊法」）、海上保安庁法の一部を改正する法律（「改正海上保安庁法」）の三つの法律を指す。

これらの法律が制定され、すでにわが国の自衛隊員がアメリカ軍の艦船への燃料補給および被災民救援等のため、補給艦「とわだ」、掃海母艦「うらが」、護衛艦「さわぎり」等で、戦闘地域とは一応概念上区分されている非戦闘地域に派遣されている。

非戦闘地域とは、「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる、人を殺傷または物を破壊する行為をいう。以下、同じ）が行われておらず、かつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる」地域のこ

と（テロ対策特別措置法第2条第3項）であるが、このような地域区分は、こちら（日本）側の法律上の概念であって、実際の軍事的活動の展開のなかではきわめて流動的であり、派遣自衛隊員の生命安全保障は絶対ではない。

### 国際人としての理解・自覚を促す取組みを

日本国憲法は改正されていないが、2001年というこの年は、テロ対策特別措置法等の成立により、わが国がアメリカをはじめとする国際関係において、これまでとは違った関係に突き進む可能性の具体的一歩を踏み出した年になる。憲法改正の必要性を唱える論調も強まっていくことが予想される。

「平和ボケ日本」というような精神状態でいることが、客観的に許されなくなりつつあることを児童・生徒に、発達段階を十分に考慮しつつ、理解を深めさせ、自覚を促す取組みが必要である。

校長・教頭は、全校朝会（集会）での講話を通じて、ぜひその取組みを行っていただきたい。現実の国際社会の中で、日本と日本国民としての自覚と、それに基づく聡明な判断・決断力が求められていく将来を予見して、教育的取組みの充実が図られることを期待したい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

キーワードは“教師”と“子ども”！  
“読本シリーズ”最新刊 好評発売中

- 『発展的学習の指導の手引き』高階玲治編・2100円
- 『子どもの学力読本』新井郁男編・2100円
- 『指導力不足教員』読本』八尾坂修編・2100円

本紙はホームページでも閲覧できます  
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

12月の研修図書

好評発売中！ 新指導要領と新指導要録下の月別指導実務解説

教育開発研究所刊

学校経営相談 12ヵ月〔全6巻〕No. 4『教育指導・教育評価』B5判230頁・定価2,310円

【好評発売中】No.1「学校の組織・運営」/No.2「生徒指導・進路指導」/No.3「教育課程経営」

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）